

Ⅱ．報告論文

貨幣学（Numismatics）の歴史と今後の 発展可能性について

大 久 保 隆
鹿 野 嘉 昭

1. はじめに
2. 日本貨幣史と貨幣研究の歩み
3. 金融研究所における貨幣研究の歩み
4. 今後のありうべき方向

キーワード：貨幣の鑄造、山田羽書、非破壊分析、Numismatics

ジャンル別分類：I

1. はじめに

金融研究所は、故田中啓文氏から譲り受けたいわゆる錢幣館コレクションを基礎とした16万点余におよぶ貨幣コレクションならびに貨幣関係資料（古文書、古書）を有している。日本銀行はこの保有コレクションの研究成果を社会還元する場として1985年11月に貨幣博物館を開設したが、これはある意味では、1972年11月から1977年6月にかけて刊行された『図録日本の貨幣』¹⁾（全11巻、土屋・山口〈監〉、日本銀行調査局〈編〉）を実際の貨幣で語るという試みでもあった。本論文は今年貨幣博物館が開設10周年を迎えるに当たり、これまでの研究成果を踏まえつつ、今後の研究を推進していくに際しての方向観、方策等について探ってみようとするものである。

古来より、日本においては「金」を直接口に出していうことをはばかる風土があるように思われる。²⁾ 諺に使われる例をみても、例えば「金が敵」、「現金なやつ」、「地獄の沙汰も金しだい」あるいは「金の切れ目が縁の切れ目」というように、およそ好印象を与える表現とは思われないものが多い。しかし、一方で現金そのものを贈答に用いる

本論文は、平成8年12月5日に開催した金融研究会「貨幣学（Numismatics）の方向を探る」への報告論文を改訂したものである。

1) 以下本論文における引用文献等について『』は著書を、また「」は論文を表すこととする。

2) こうした風土は中国においても同様とみられる。儒教の影響とも考えられる。

習慣もあって、これは世界的にみてもあまり例のないことのように思われる。つまり、日本においては「金」は社会生活の中に深くかかわっているにもかかわらず、それを表面化させることを嫌うという風土がある。これは、伝統的な「木と紙の家の文化」、すなわち襖、障子という紙1枚によって隔てられた部屋の中の話は、隣の部屋に筒抜けになっているが、これを聞こえていても聞こえないとすることが社会的なルールとなっている文化にも通じるものがあるように思われる。

貨幣研究についても同様のことがいえるのではないだろうか。日本における貨幣研究は近年大きく発展してきているが、一般には貨幣研究というと古銭類を収集し、分類・整理することだと思ひ浮かべる人が多いのも事実である。“Numismatics”が「古銭学」と訳されることが多いのもそうした背景に基づいているものと思われる。世の多くの収集家が数多くの標本を集め、分類・整理した成果を上げていることは事実である³⁾（本論文でも貨幣そのものを分類・整理する研究を、以下「泉貨学」と呼ぶことにする）。江戸の文化・文政時代に著された『金銀圖録』も当時の日本の貨幣（金貨、銀貨）について、その形状、色、重さ等を克明に記録した貴重な資料である。ただ、既述のとおり、日本においては「金」を扱うこと自体はなかなか日の目を見ることが少なく、貨幣学としても一部好事家の道楽くらいにしか思われていなかった節がある。この結果、貨幣学が学問体系としてかたちを作り始めたのはようやく昭和になってからのことであり、多くの成果が出てきたのはとくに近年になってからである。つまり貨幣研究は、経済社会の分析という学問の表舞台から一歩退いたところで、貨幣そのものの研究としての泉貨学が経済社会現象とは直接かかわらないかたちで進められてきたということができよう。

もちろん、現在では貨幣研究は単なる泉貨学にとどまらず、貨幣の制度史、流通史、機能史等々の幅広い観点から行われており、貨幣を通して社会情勢、経済環境あるいは文化的背景等を探る学問として発展してきている。もっとも、貨幣研究にかかわる制約は、対象となる貨幣類や関連資料がどこにでも転がっているというわけにはいかない点にある。さまざまな研究資料を効率的に利用し、研究成果に関する情報交換を密にすることが今後の貨幣研究を進めるに際しての重要なポイントと思われる。

以下、最初に日本の貨幣史をサーベイしながら過去の泉貨学をも含む貨幣研究の足跡をたどり、併せて日本銀行金融研究所（旧調査局時代を含む）が行ってきた貨幣研究の歩みを紹介した後、今後の貨幣研究の考え方、あるいは具体的な方向等について、当面手掛けようと考えているテーマとともに整理する。

3) 銭も泉とともに「せん」と発音し、銭が次々と鑄造されて広く用いられる状況が泉から水が湧き出て流れる様に似ていることに由来。泉貨学は貨幣の形態について分類・整理する学問として関係者の間では古くから用いられている。

2. 日本貨幣史と貨幣研究の歩み

日本の貨幣史については、厳密に言えばまだ完全に解明されていない部分も多く、また、その解釈についても必ずしも一通りでないことは事実であるが、以下では『図録日本の貨幣』（土屋・山口〈監〉、日本銀行調査局〈編〉[1972～77]）をベースとして概観し、併せてこれまで行われてきた貨幣研究のうち主なものを紹介する。

(1) 古代の貨幣

日本では8世紀初に唐銭（開元通宝）をモデルにして鑄造された和同開珎が最初の貨幣といわれている。これは、当時の中国の先進的な文化制度を積極的に取り入れようとした現れとみられるが、独自の銭名を持つ貨幣の鑄造を行った国としては東アジアでは中国に次いで古いことが知られている。この和同開珎が貨幣としての機能をどこまで果たしたのか、あるいはどの程度流通したか等をうかがい知ることは難しいが、文献的には例えば『続日本紀』等の記述からある程度のことを推し量ることは可能である（『日本古代銭貨流通史の研究』栄原[1993]等を参照）。和同開珎以降約250年の間に金貨1種（開基勝宝）、銀貨2種（和同銀銭、太平元宝）、銅貨12種（皇朝十二銭）が作られたが、これら（皇朝銭と総称される）はすべて唐銭をモデルとした円形方孔である。この形はその後明治初年まで約1,200年もの間、わが国の銅貨の基本的な形として受け継がれることとなる。

律令政府は皇朝銭を広く流通させることを狙いとして、貨幣を蓄えた者に位階を与える（蓄銭叙位）、田畑の売買に貨幣の使用を強制する、官吏の賃金（位録）や土木工事関係労働者の賃金を貨幣で支払う等の措置を採った結果、財物や家屋敷、田畑の売買に貨幣が使われるようになったほか、庸・調⁴⁾という貢租についても、銭貨での納付が進んだといわれている。しかしながら、このように皇朝十二銭が貨幣として利用された地域は近畿地方周辺のみで、それ以外の地域では貨幣としての機能を発揮していなかったと思われる。

皇朝十二銭を時代を追ってみていくと、政府が財政事情の悪化や銅の枯渇等を背景に次第に質を悪化させていったことがわかるが、改鑄のつど一段の貨幣鑄造益の獲得を目的として新銭1に対し旧銭10という交換比率を定め、その適用を強制しようとしたことなどから徐々に銭離れが起り、10世紀末には政府自体の弱体化も手伝って皇朝銭の鑄造は中止され、貨幣は使われなくなった。⁵⁾

このように皇朝銭は次第に貨幣としての役割を果たせなくなったわけであるが、こう

4) 庸・調とは、律令制の下での人頭税のことをいう。庸とは年間10日間の力役のことを、また調とは絹・あしぎぬなど繊維製品を納付することをそれぞれいう。

5) 『日本紀略』の永延元年（987年）11月2日の条に「上下の人々銭貨を用いず」との記述がある。

した推移をたどった皇朝銭をどこまで貨幣として認識することができるのか、あるいは当時の律令政府が貨幣発行についてどのような考え方を持っていたのか等について検討すべき課題は多い。

古代貨幣制度に関しては、『日本古代経済』（西村[1933]）や『上代貨幣経済史』（細川[1934]）などの労作があり、古代貨幣の発行や流通についての研究が行われているが、戦後においては奈良朝の貨幣政策の狙いを明らかにしようとする試みが「蓄銭叙位法について—奈良朝における貨幣政策についての一考察」（滝沢武雄[1966]）等でなされている。ここでは、和同開珎をはじめとする皇朝銭について、財政貨幣的側面のなかに流通貨幣的な性格がみられることが強調されている。

皇朝銭は既述のとおり10世紀末には製造・発行が中止され、以後公鑄貨幣の存在しない社会に戻ったわけであるが、これは当時の経済社会が本格的な貨幣を必要とするまでには成熟していなかったところに、律令政府が強引に中国の貨幣制度を導入しようとした結果とされることが多い。これらの議論は、皇朝銭が平城京を中心とした近畿地方という限られた地域でのみ通用していたとの見方に立っているが、近年、皇朝銭の地方伝播の可能性を指摘する向きがみられ、例えば『和同開珎—古代貨幣事情をさぐる』（藤井[1991]）等では和同開珎が全国規模で流通していた可能性が示唆されている。もちろん、こうした議論の前提として重要なのは皇朝銭がいかなる意味で貨幣として機能していたのかという点であり、取引手段としてではなく、例えば宗教的色彩を帯びた宝物のようなものであったとするならば、それが地方で発掘されたとしても、貨幣として認識することができるかどうかは疑問となる。『日本古代銭貨流通史の研究』（栄原[1993]）でも地方における偽造銭の発生に関する古文書の存在から、皇朝銭の地方での使用の可能性が指摘されているが、これも結局は皇朝銭が貨幣としてどのような役割を果たしていたのかという問題に帰着すると思われる。

もちろん、貨幣経済といっても古代社会においてはすべてが貨幣で取引されたわけではないと考えられる。実際、古代から中世にかけては、准米、准絹と称されるように、一般財物の価値計算基準は「米」または「絹」であり、「米」などの物品貨幣が貨幣としての役割を果たしていた事例をみつけるのはそう難しいことではない。したがって、皇朝銭が貨幣としての機能を果たしていたかどうかは、やはり貨幣の機能として何を考えるかという問題に帰着することになる。

(2) 中世の貨幣

平安末期（12世紀頃）以降、農業生産の増大や織物、鍛冶等の手工業の発達を背景とする交換経済の拡大とともに、貨幣に対する需要が高まってきたが、既に皇朝銭の鑄造は行われていなかったため、貨幣は当時日宋貿易を通じて流入してきた中国銭（主として宋銭、その後は明銭）に依存していた。その後、戦国時代後期（16世紀頃）に至るま

Ⅱ. 報告論文

で中国からの銅銭を輸入して国内の貨幣需要に当てていたが、500年もの間、自国通貨を発行せず、外国通貨の輸入によって貨幣需要を賄った事例は世界的にみても例がない。⁶⁾

もっとも、輸入通貨を長年にわたって国内通貨として利用した結果、「われ」、「かけ」など摩滅・破損の著しいものや、「文字なし」と称されるように銭文が全く消えたものがみられるようになった。このため、15世紀後半から銭貨をその質の優劣により良銭と悪銭（びたせん 鏝銭）に区分のうえ、悪銭については受取りを拒否する、あるいは割増しを付けて受け取るという受取手による貨幣選別行為（いわゆるよりぜに 撰銭）が広範化した。室町幕府をはじめ大名たちは「撰銭令」により撰銭を禁止し、貨幣の円滑な流通を図ろうとしたが、撰銭行為は容易にはなくならなかった。

中世の貨幣とその流通に関する研究の嚆矢としては、戦前に著された『日本貨幣流通史』（小葉田[1943]）が挙げられるが、戦後は貨幣と経済・社会生活のかかわりや貨幣使用の実情調査を中心として研究が進められてきた。例えば、『封建社会の展開過程』（藤田[1952]）においては、撰銭条例の分析を通じて、良銭と鏝銭の中間的概念としての「中位銭」の存在が指摘され、渡来銭のほか、私鑄銭のなかでも相対的に質の良いものは貨幣としての通用力をそれなりに持っていたことが、当時の貨幣制度を考えるうえで重要であるとの考えが示された。こうした撰銭令の分析に対しては、方法論的な批判は多いものの、「中世の貨幣流通を『領主的貨幣経済』と『農民的貨幣経済』の展開過程のなかに位置付け、銭貨の機能を体系的にとらえるための重要な視点を設定した」（「日本貨幣金融史研究の現状と課題」〈作道[1969]〉）点で評価されている。

また、『渡来銭の社会史』（三上[1987]）では、渡来銭を軸にした各種経済取引が国民各層において行われるようになり、貨幣は商品の売買取引を活性化させただけでなく、鎌倉時代以降は租税の銭納方式の出現と普及、土倉と称される市中金融業者の生成、発展による金銭貸借取引の盛行をもたらし、江戸時代中期に確立したとされる町民主導の全国的な貨幣経済体制の先駆的体制が、室町時代において既に成立していた、との主張が展開されている。この研究について特筆すべき点は、分析の過程で用いられた資料が、貨幣を直接記録した資料ばかりでなく、「祇園社記」等の神社の記録、あるいは「実隆公記」、「鹿苑日録」等の日記類、および宣教師、外交官等の在日外国人の見聞録等に及んでいる点であろう。貨幣がその機能、制度という仕組みだけから分析されるのではなく、実際の社会生活とのかかわりを重要視した、あるいは経済史・文化史的な側面を加味して分析された一つの試みと位置付けることができると思われる。

6) 当時のわが国においては金・銀の産出が限られていたこともあって、金・銀は荘園領主・貴族・寺社などによって富の保蔵手段として珍重されるにとどまり、金・銀地金（砂金を含む）が秤量貨幣として利用されることはほとんどなかった。金・銀が貨幣として利用されるに至ったのは、戦国大名による鉱山の開発が進んだ16世紀後半以降のことである。

(3) 近世の貨幣

日本における貨幣制度が確立してくるのは江戸時代と考えられるが、既に16世紀戦国時代後期にはその萌芽としての金貨、銀貨が作られるようになった。戦国大名による楽市、楽座等の商業振興策による城下町を中心とした商工業の発達が貨幣による取引を急速に発展させたと考えられるのである。金貨、銀貨は当初は素材の重さが価値を表すいわゆる秤量貨幣として登場してくるが、16世紀中頃に甲州武田氏は甲州金と呼ばれる重量を額面金額として表示した金貨を流通させた。甲州金の額面に使用された両、分、朱という四進法の重量単位⁷⁾は、その後江戸時代の金貨の額面単位として引き継がれることとなった。

一方、織田信長の後を継いで天下を統一した豊臣秀吉は、各地武将たちの勢力を抑制するために実施した金銀鉱山の接収や産出金銀の上納制度により多くの金銀を手中にし、この地金銀を用いて大判をはじめとして種々の金銀貨を作成した。これらは徳川氏による貨幣制度統一の先駆的な役割を果たすことになるが、例えば大判は贈答品ないし報奨品として用いられたことに示されるように、本格的な貨幣としての金銀貨の成立にはまだしばらく時間が必要であった。関ヶ原の戦いを制した徳川氏は、慶長6年(1601年)に慶長金銀貨を発行するとともに、渡来銭が主流であった銭貨についても寛永13年(1636年)には自ら寛永通宝の鑄造を開始して銭貨の統一を図っていった。

江戸幕府による貨幣制度においては、金、銀、銭がそれぞれ別個の体系を持ち、単位の呼称も異なっていた(通称「三貨制度」と呼ばれている)。金貨は小判1枚の1両を基準とし、それ以下の単位を四進法で表す計数貨幣、銀貨は重さが価値を表す秤量貨幣、そして銭貨は1個1文の計数貨幣であったが、金、銀、銭相互の交換には日々の時価相場が用いられた。

こうした貨幣間の交換取引を担う主体として両替商が発達することになるが、両替商は単なる金、銀、銭の両替業の他に、貸出、預金、為替といった現在の金融機関に当たる事務をこなしていた。特に有力な両替商は、諸大名への貸付(大名貸し)や問屋商人への商人貸しを手広く行っていたほか、幕府貨幣の改鑄時には新旧貨幣の引換えを担当したり、諸藩の藩札発行や財政資金の調達にも関与するものがあった。当時の二大経済圏であった江戸と大坂では両替商の役割にも違いがみられ、特に大坂では寛永5年(1628年)以降、商人が手に入れた貨幣(秤量銀貨)を両替商に預金し、この預金を引当てとする銀建て手形(銀目手形)⁸⁾により支払債務の決済が行われるのが一般的となっ

7) 甲州金の貨幣単位となった両は1両 = 約15gとして定められる一方、1両 = 4分 = 16朱というかたちで分、朱の単位が定められた。

8) 銀目手形は預かり手形と振り手形に大別される。預り手形とは両替商が預金者に発行した預金証書ではあるが、預金者がこれを支払い手段として第三者に譲渡することができた。一方、振り手形は、預金者が両替商宛に振り出したものであり、今日の小切手に相当する。

Ⅱ. 報告論文

ていた。両替商に対する預金は現在の当座預金のように無利子であったが、それはまた、鑄貨保管に付随する費用やリスクを回避する手段であるとともに、当時は両替商が認めた商人以外は口座を開設できなかったことから、預金口座を有していること自体、商人が両替商から高い信用を得ていることを対外的に示すものでもあった。

この間、商品取引決済のための為替機構も17世紀後半までに相当程度整備され、大坂－江戸間の代金決済はいわゆる江戸為替により処理された。江戸為替とは、大名の大坂蔵屋敷から江戸藩邸への送金為替と、大坂商人の江戸商人に対する代金取立のための逆為替を結合したものであり、その結果、江戸－大坂間の現金輸送は不要となった。

江戸幕府による幣制統一を考えるに際しては、わが国の金銀保有量の推移にも十分留意する必要がある。すなわち、わが国の金銀鉱山の開発は16世紀中頃から急速な勢いで進み、その後、約1世紀の間、日本は世界有数の金銀産出国として世界に金銀を供給したのである。こうしたなかで中国商船の来航貿易がおこり、例えば1580年代は年平均およそ5～6千貫目の銀が輸出された。この銀の大量流出は、『近世日朝通交貿易史の研究』（田代[1981]）において明らかにされたように、寛永16年（1639年）の鎖国後も長崎、対馬を経由した対中国、対朝鮮貿易を通じて引続きみられ、17世紀後半に至り、金銀産出量の衰退とともにようやく歯止めが掛かった。大量の銀＝正貨の流出は、国内物価を安定化させる方向に作用する一方で、地方における通貨不足の淵源になったのではないかと考えられる。

江戸幕府は、金貨、銀貨、銭貨という貨幣（コイン）による貨幣制度の成立を目指したが、領国経済の発展に伴って小額貨幣に対する需要が増大し、貨幣（コイン）のみでは円滑な経済運営を行うことが難しくなり、こうした困難への対処を目的として私札、藩札といった紙幣が登場、流通するようになった。わが国における紙幣の起源は16世紀ないし17世紀に発行された私札にまで遡ることができるが、その代表的なものとしては伊勢地方の商人が伊勢神宮参拝者に対する小銭の支払手段として利用した「山田羽書」⁹⁾が挙げられる。

現存の資料から判断すると、「山田羽書」の発行は慶長期（1596～1615年）頃にまで遡ることができるが、その形式や発行方法等は元和期（1615～24年）頃に整ったようである。当時の「山田羽書」は流通通貨（銀貨・銭貨）の不便や不足を補う、自主的な小額紙幣にすぎなかった。寛永8年（1631年）になると幕府は羽書の取扱いを、宇治地方は宇治会合に山田地方は三方会合に掌らせることとする制度的な整備を行った。もちろん、羽書は流通範囲の限定された私札であるが、次第に流通範囲を拡大し、やがて藩札の発行につながっていくという点では、日本における紙幣の起源として位置付けることができると思われる。

9) 山田羽書の詳細については3.を参照。

17世紀以降江戸幕府は財政事情の悪化や貨幣素材の不足に対処し、元禄、宝永期に金銀貨の質を落とす改鋳を行ったが、これに伴う貨幣量の増加が物価上昇をもたらすと、今度はその対策として再度改鋳により貨幣量の調整を図る政策を採った。ここに徳川幕府は出目と呼ばれる貨幣鑄造益（いわゆる seigniorage）を認識し、その獲得策を巡らしたことになる。

江戸時代の改鋳政策をやや詳しくみると次のとおり。

① 元禄・宝永の改革

将軍綱吉の奢侈や災害等による幕府財政の悪化、金銀の海外流出による貨幣用地金の不足などに対処して、元禄8年（1695年）および宝永3～8年（1706～11年）に貨幣の純金銀量を大幅に減らす改鋳を行った。この改鋳で生じた出目により幕府の財政事情は一時的に改善したが、貨幣量の増発に伴い、米価等諸物価が高騰し、インフレ状態に陥った。

② 正徳・享保の改革

幕府は正徳3年（1713年）に、物価高騰を抑制するためには、金銀貨幣の質を高め、貨幣量を減少させるべきとの新井白石の建議を受け、正徳4年に金銀貨幣の品位を慶長金銀と同品位のものに改鋳し、翌正徳5年にはこの品位をさらに若干高める改鋳を行った。この結果、金銀貨幣の流通量は激減し、経済活動は停滞、物価、特に米価は大幅に下落した。

③ 元文の改革

将軍吉宗は米価の下落を防ぐため商人に買米を強制するなどの対策を講じたが、実効が上がらず元文元年（1736年）、金銀貨幣の数量を増やす（結果として品位を落とす）改鋳を再び実施した。この結果、米価は回復し、経済情勢も好転、元文期に制定された金銀貨幣はその後80年もの間安定的に流通した。

④ 明和期の幣制改革

18世紀後半になると、貨幣経済は農村にも浸透し小額貨幣の需要が増大することになる。幕府は鉄銭の鑄造に次いで、真鍮の四文銭を新鑄した後、明和9年（1772年）に金貨1/8両と等価の銀の計数貨幣として南鐐二朱判¹⁰⁾を発行した。従来秤量貨幣として機能してきた銀貨はここに金貨の補助貨幣として位置付けられたわけであるが、南鐐二朱判は取扱いの便利さもあってその後広く普及し、19世紀初頭には銀貨流通高の約6割にまで達した。

⑤ 江戸時代後期の改鋳

19世紀に入ると、将軍家の奢侈や飢饉の連続、国防費の増大等から、幕府財政は極

10) 南鐐二朱判の場合、その純度の高さ（1000分の978）を強調するため、純度の高い良質の銀（上銀）であることを示す南鐐という言葉が利用され、銀という一般的用語は用いられていない。

Ⅱ. 報告論文

度に逼迫したため、出目の獲得のみを狙いとした改鑄が文政期（改鑄時期、1818～29年）と天保期（同、1832～37年）に行われた。この改鑄による貨幣鑄造益はそれぞれ500万両を超える巨額のものになったが、一方では膨大な貨幣発行量をもたらした、物価の趨勢的上昇を招来した。

安政6年（1859年）の開港後、幕府は国内の金銀貨幣と海外の金銀貨幣をそれぞれ同重量で交換する条約を結んだが、当時国内の金銀比価（金1g銀5g）は海外の金銀比価（金1g銀15g）に比べ著しく金が割安であったため、海外から銀を持ち込み、金を持ち出す動きが活発化し、大量の金貨が海外に流出することとなった。幕府はこれに対処するため万延元年（1860年）、天保小判の銀貨に対する価値を3倍に引き上げるとともに、1両当たりの純金量を1/3近くに減少させた万延金貨を発行、流通させた。これにより内外の金銀比価はほぼ等しくなり、金の流出は止まった。

幕末期には金銀の改鑄に加え銭貨も増鑄され、開港地では高額紙幣も発行された。一方、諸藩も財政補填のため藩札を乱発したり金・銭貨の模鑄に走ったため貨幣は急激に膨張した。金銀貨幣の流通だけでも、安政6年（1859年）以降約10年間で2.5倍にも達したとみられている（「徳川時代の貨幣数量—佐藤忠三郎作成貨幣有高表の検討」〈岩橋[1976]〉）。こうした貨幣量の増大は当然の帰結として物価の大幅な上昇をもたらした、インフレ的状況のなかで江戸幕府は崩壊していった。

日本における本格的な貨幣研究は江戸時代にその萌芽がみられるが、ここでの貨幣研究はいわゆる「泉貨学」としての貨幣の実態（形態、色、発行年等）を分類・整理するという作業が中心であった。

江戸幕府の書物奉行であった近藤守重（1771～1829年）は『寶貨通考』ならびに『金銀圖録』を著した。このうち『金銀圖録』は総計550点に及ぶ金貨、銀貨（玩賞品¹¹⁾70点を含む）について大きさ、重さ等の形状ならびに簡単な説明を図入りで説明した解説書であるが、貨幣自体の発生や形態について説明を加えるにとどまっており、当時の経済・社会的な背景等とのかかわりにまでは言及されていない。大坂の大手両替商鴻池善右衛門の別家として両替商を営んでいた草間直方は、町学者としても知られていたが、商売の傍ら20年余の歳月をかけて『三貨圖彙』を著した。『三貨圖彙』は貨幣解説資料としては『金銀圖録』にかなりの部分を依存しており、その限りでは『金銀圖録』の価値を大きく上回るものではないが、貨幣自体の説明の他に江戸幕府の触書きや江戸時代の米価変動等についても言及している点では学術的にも価値の高い資料と評価されている。これらの研究はいわば同時代的というか、その時点で進行していた貨幣実態を記述するものであったが、江戸時代については例えば物価のような統計の類が意外に多く残っており（もちろん統計書のかたちではなく、古文書から掘り起こす作業は必要であ

11) 実際の貨幣ではなく鑑賞用に作られたもの。

るが)、後世、特に大正後期～昭和初期頃から、貨幣と経済社会のかかわりを分析した成果が残されるようになってくる。

戦前における近世貨幣史としては、『日本貨幣史』(滝本[1923])や『本邦通貨の事歴』(塚本[1927])が挙げられるが、とくに後者は日本の貨幣の変遷と発達をいわば文化史的観点から系統的に叙述したものとして評価されている。戦後になると、こうした戦前の研究が一段と深化され、『日本の貨幣』(小葉田[1958])、『近世銀座の研究』(田谷[1963])、『日本貨幣史の研究』(滝沢武雄[1966])等が著されたほか、貨幣研究の視点として『流通史』が注目されるようになってくる。『流通史1』(豊田・児玉<編>[1969])では商品流通史を通じた貨幣、信用の問題が扱われている。

貨幣の流通については江戸時代のいわゆる「三貨制度」の問題があるが、戦前の『封建社会の通貨問題』(丸山[1939])、『日本貨幣金融史研究』(関山[1943])等は貨幣史における政治的・経済的意義を追求したり、貨幣制度と藩財政の関連を分析した労作として知られている。戦後の『封建社会の展開過程』(藤田[1952]、既述)は三貨制度と江戸時代前期の農業・商業等産業動向の関連を分析しているが、江戸はいわゆる金遣い、大坂は銀遣いで銭は補助貨幣であったとのそれまでの通説に対し、「徳川後期の『銭遣い』について」(岩橋[1980])は高額取引における銭遣いの可能性を指摘し、近世貨幣体系の考え方に一石を投じた。

江戸時代に発達した藩札についての研究も多くの成果が上げられている。『封建社会崩壊過程の研究』(土屋[1927])では金沢藩、『土佐藩経済史研究』(松好[1930])では土佐藩と各地藩札の調査が進められたほか、『我国近世の専売制度』(堀江[1933])においては専売制度と藩札制度の融合による藩内産業振興の研究が扱われている。戦後においても各地における藩札研究は盛んに行われ、『日本信用体系前史』(飯淵[1948])は全国的な信用制度の体系的な把握を行うとともに信用制度の発達過程における藩札の機能とその位置付けを試みた研究成果である。その後、『近世日本貨幣史』(作道[1958a])、『日本貨幣金融史の研究』(作道[1958b])等の成果が著され、「藩札史研究序説」(山口[1966])ではそれまでの藩札の研究成果が整理され、藩札の発行理由・発行管理方法、運用状況等についてより綿密な実証研究の必要性が説かれている。

この間、貨幣と関連の深い物価についての分析は昭和30年代になってから行われるようになっており、「物価騰貴と幣制混乱」(伊牟田[1958])で近世物価史研究の課題が提起された後、「物価および利子の研究に関する覚書」(宮本[1977])が内外の物価史研究のトレースを行ったほか、「江戸時代物価史に関する若干の課題」(大石[1963])、「元禄・享保期の米価変動について」(山崎[1963])、「徳川後期の価格構造」(新保[1956])等の物価分析が行われた。昭和50年代に入ると、近世物価データの発掘に力が注がれ、計量経済学的手法も用いられるようになった。『近世の物価と経済発展』(新保[1978])、『近世日本物価史の研究』(岩橋[1981])、「物価とマクロ経済の変動」(宮

Ⅱ. 報告論文

本又郎[1989])等の研究成果は貨幣史のみならず産業構造や国内各地の市場動向を分析するうえでも少なからぬ貢献を果たしたとの評価がなされている。また幕末期の開国に伴う対外関係と通貨に関する問題については『円の誕生』(三上[1989b])が詳しい。

(4) 近・現代の貨幣

明治以降の貨幣史については、とくに明治初期の貨幣制度の混乱期から新貨条例による「円」の誕生、あるいは日本銀行の設立による日本銀行券の発行等にかかわる歴史が興味深いと思われる。

明治政府が近代国家的な貨幣制度を整備するまでにはある程度の時間を要した。そのため、当初は幕藩時代の金銀貨幣、藩札等をそのまま流通させる一方、政府自身も「両」単位の紙幣、貨幣を発行した。「太政官札」と呼ばれる政府紙幣が明治元年(1868年)に発行されたが、もともと国庫の窮乏を補填し、各藩に殖産興業資金を貸し出すことを目的としていたものの、新政府の権威が確立していない段階で発行されたことから、兌換準備や発行額制限もなかったため、その価値は著しく下落し、貨幣制度の混乱に拍車を掛けた。この間、政府は明治2年(1869年)、江戸時代からの富商を中心に通商会社と為替会社を設立させた。このうち為替会社には、商業取引の円滑化を任務とした通商会社を金融面から支援するための紙幣発行、預金、貸出、為替、両替等の業務を担わせた。

金・銀貨のほか、藩札、太政官札、為替会社紙幣などのさまざまな紙幣が併存している状況の下では、各種通貨間の交換比率の計算が極めて煩雑となっただけでなく、銀目建ての廃止による関西での銀目手形の引換え殺到から両替商の倒産が相次いだり、政府自体による劣悪金貨の発行をはじめ、偽造金貨・紙幣が横行する等通貨制度は混乱の極みにあった。こうしたなかで明治4年(1871年)、政府は欧州主要国が金本位制に移行していく傾向を眺め、「新貨条例」を制定し、金1.5gを1円とする貨幣を発行し、貨幣制度の統一を目指した。「新貨条例」は、①金貨を本位貨幣として無制限に通用させ、銀貨と銅貨を補助通貨とする、②円、銭、厘の十進法の貨幣単位を採用する、③貨幣は近代様式製法による打刻貨幣とする、等を定めている。もっとも、当時太平洋周辺地域では貿易決済通貨としてメキシコ・ドル等の1ドル銀貨が使用されていたことから、貿易上の利便性を考慮し、メキシコ・ドル銀貨とほぼ同一の品位、重量の「貿易銀」を作り、開港場での無制限通用力を認めたほか、一般の取引についても当事者相互の了解の下で使用を認めた。明治11年(1878年)、この貿易銀は国内でも無制限に通用する本位貨幣とされたため、この時点で貨幣制度は金銀複本位制に移行したことになる。

明治維新後に発行された「太政官札」も新貨幣との交換が予定されていたが、財政事情の窮迫や新貨幣の不足等に対処するため、明治4～5年に為換座三井組の名義で新しい円単位の政府紙幣(大蔵省兌換証券、開拓使兌換証券)を発行した。次いで政府は、

旧紙幣の回収を目的としてドイツに印刷を委託した「新紙幣（明治通宝札）」を明治5年（1872年）に発行、同11年（1878年）には政府紙幣はこの新紙幣に統一された。

明治4年（1871年）の廃藩置県の断行に伴い、藩札の整理が必要となった。政府は、近代的な銀行制度の導入を図り、明治5年（1872年）に「国立銀行条例」を制定した。国立銀行は“National Bank”の訳で民間金融機関を指すが、同制度導入は、旧式の為替会社にかえて完全な株式会社組織の近代的銀行を設立のうえ豊富な産業資金を供給し、銀行信用の制度を確立すること、ならびに兌換銀行券の発行によって不換政府紙幣を整理し、混乱した幣制を矯正することを目的としていた。当初、発券制度は、国立銀行条例布告の前文にあるように、「此度政府ノ公債証書ヲ抵当トシテ正金引替ノ紙幣ヲ発行スル銀行創立」と厳格な正貨兌換制度であり、4行がこの条例に基づいて設立された。明治9年（1876年）に事実上不換紙幣の発行が認められる内容に条例改正が行われると、銀行数は急増し、明治12年（1879年）末には153行を数えるに至った。これらの銀行はいずれも同形式で発行者名の異なる国立銀行紙幣を発行した。

明治10年（1877年）、西南戦争の勃発に伴い、戦費調達を目的として政府紙幣や国立銀行紙幣が増発されたことから激しいインフレが発生した。これは厳しい緊縮財政と紙幣の回収整理により何とか収束できたが、この過程で、兌換銀行券の一元的な発行によって紙幣の乱発を回避し、通貨価値の安定を図ることの重要性が認識された。こうした背景の下、明治15年（1882年）に中央銀行として日本銀行が設立された。

日本銀行は欧州先進国の中央銀行制度にならって設立されたが、発券制度の整備にはなお若干の時間が必要であった。明治18年（1885年）、日本銀行は紙幣価値が銀貨とほぼ同程度まで回復した機をとらえ、本位貨幣である1円銀貨との引換えが可能な兌換銀行券の発行に踏み切った。明治32年（1899年）末にはそれまでの国立銀行紙幣ならびに政府紙幣の通用が停止され、以後紙幣は日本銀行券に統一された。この結果、制度的には金銀複本位制ながら実質的には銀本位制度に移行することになった。

こうして日本銀行券は銀兌換券として出発したが、19世紀後半において欧米諸国が銀本位制を離脱するなかで、世界的な銀生産の増加から銀の金に対する相対価値が著しく下落した。明治30年（1897年）、日本も銀本位制を離脱し、金本位制度を採用、金0.75gを1円とする「貨幣法」を制定した。ここに金貨と引き換えられる「日本銀行兌換券」が発行されることになった。

日本銀行券の兌換は昭和6年（1931年）にイギリスが金本位制を離脱したのを受け、同年12月に金輸出が禁止された時点で停止された。そして、昭和17年（1942年）の日本銀行法の制定により、名実ともに管理通貨制度に移行することになった。

この間、日中戦争が拡大に向かった昭和13年（1938年）、「臨時通貨法」が制定され、以後法律改正を伴うことなく新素材、新形式の補助貨幣の発行が可能となったため、素材を節約した小額貨幣、紙幣の発行が相次いだ。第二次大戦後、経済建直しと終戦処理

Ⅱ. 報告論文

費のため巨額の財政支出が行われ、経済は激しいインフレに見舞われた。そこで、昭和21年（1946年）、政府は銀行券を強制的に金融機関に預入させ、既存の預金とともにこれを封鎖、一定限度内に限って新銀行券による払出しを認めるという非常手段を採り、「新円切り替え」を実施した。しかし、徹底した抑制は行われずインフレの克服には、財政赤字の削減のめどがつく1949年頃までの時間を要した。

明治以降の近代的貨幣制度が形成される過程については、戦前から種々の研究が行われている。例えば、『明治財政の基礎的研究』（沢田[1934]）は、最初の紙幣である太政官札を研究し、その殖産興業面で果たした歴史的意義を強調している。また、『日本会社企業発生史の研究』（菅野[1931]）では、近代的銀行の元祖である為替会社設立の経緯とその組織、最初の銀行券である為替会社紙幣の発行等に関する史料収集とその分析が精力的に行われている。

もっとも、明治以降については、幕末から明治初期にかけての混乱期を除き、貨幣ないし貨幣制度に関する史料が充実されてきているため、従来の単体としての貨幣研究ではなく、金融史としての貨幣史の研究が進められるようになってきた。こうした観点に立った研究成果としては、『稿本日本金融史論』（滝沢直七[1912]）、「貨幣・金融制度の確立」（杉山[1958]）、「維新期の信用制度」（新保[1962]）、『日本近代信用制度成立史論』（新保[1968]）等が挙げられる。

さらに、近年、江戸期から明治期にかけての幣制の移行に関する研究成果が多く発表されてきており、『両から円へー幕末・明治前期貨幣問題研究ー』（山本[1994]）などは、新貨条例による「円」の成立と普及は、江戸時代末期の「万延二分金」を中心とした実質的金本位制を基礎としており、その後の近代紙幣の普及も江戸時代に培われた国定の貨幣観と藩札・私札等紙幣利用の実地訓練によるところが大きい、との見解が示されている。

3. 金融研究所における貨幣研究の歩み

貨幣研究は現在金融研究所研究第3課の所管となっているが、歴史的にも貨幣研究は金融研究所研究第3課の前身である旧調査局標本貨幣係が担当してきた。当時の貨幣研究のうち実際の貨幣に即して整理・分析した日本貨幣史の研究は、『図録日本の貨幣』（全11冊、土屋・山口〈監〉、日本銀行調査局〈編〉[1972～77]）に結実されている。

金融研究所は研究第1課から研究第3課まで広範囲の研究を行っており、貨幣についても理論、制度、法律、歴史等さまざまな側面からの分析を手掛けているが、以下では実際の貨幣に即した歴史的な分析あるいは貨幣そのものを素材とした分析についての主な成果を紹介することとし、貨幣（紙幣を含む）の発生、発達、流通等に関する分析として、日本の紙幣のルーツともいえるべき「山田羽書」の発生からその発展について取り

まとめた、「わが国紙幣制度の源流について」(妹尾[1980])を、また、理化学的な手法を用いた貨幣そのものの分析として、「江戸期小判の品位をめぐる問題と非破壊分析結果について」(上田[1993])を取り上げる。

(1) 「わが国紙幣制度の源流について—とくに伊勢山田羽書三百年の歩み—」

(妹尾[1980])

日本の貨幣史上、紙幣はかなり早い時期に出現しているが、金貨、銀貨等のコインと異なり「紙」という材質そのものには価値のないものが貨幣として認識されるためにはさまざまな条件が必要となる。ある意味で近代的な貨幣制度を先取りしたと考えられる山田羽書の歴史的意義や発行・管理の仕組みをひもとくことは、歴史研究としての貨幣学としてばかりでなく、現代の貨幣問題を考えるうえでも有用な情報を提供しうる研究と考えられる。以下は、山田羽書をめぐる歴史的変遷とその仕組みに関する研究の概要である。

日本のコインの歴史はヨーロッパ、中国に比べかなり新しいことが知られている(ヨーロッパでは紀元前7世紀にリディアで「エレクトロン貨」¹²⁾が、また、中国でも紀元前8～7世紀頃に布幣、刀幣等の金属貨幣が出現しているが、日本では紀元8世紀頃の和同開珎が最初の金属貨幣とみられている)が、紙幣については、慶長5年(1600年)頃に伊勢山田地方の商人(神職を兼ねる)が発行した小額銀貨の預り証であった「山田羽書」にまで遡ることができる。ヨーロッパでは17世紀末にイギリスに登場した“Goldsmith Note”(金匠手形)が最初の紙幣といわれているので、紙幣については日本のほうが歴史が古いことになる。このように日本で紙幣制度が発達したのは、近世開幕以後における社会的安定と、経済・信用取引の著しい発達によるものと考えられるが、明治維新以後、日本が近代的信用・通貨制度の導入を円滑に進めることができた背景としても、江戸時代の信用取引・貨幣制度が発達していた点が見逃せない。

「山田羽書」の貨幣史上の意義を整理するとおよそ次の3点に要約することができる。

- ① 日本の現存する最古の紙幣でありながら、明治初頭まで中絶することなく継続発行されたこと。
- ② 私札として自治体の管理下に発行された紙幣であるが、江戸期を通じて極めて濃厚な公的性格を維持したこと。
- ③ 私札・藩札の起源的存在という意味で、日本の近代紙幣との歴史的つながりが認められること。

山田羽書の起源については、必ずしもはっきりとした史料が残されているわけではな

12) リディアの貨幣がエレクトロン貨と呼ばれるのは、その素材となった天然の金銀合金の色彩が古代ヨーロッパ社会においてエレクトラムと呼ばれた琥珀のそれに類似していたことに由来する。

Ⅱ. 報告論文

いが、現存する最古（慶長期初頭、1600年前後）の羽書の表示（「丁銀一匁請取」）等を考え合わせると、近世開幕以前に、伊勢山田の商人の間で、彼らの経済的信用に基づいて振り出された小額補助貨的機能を持った丁銀の預り手形に始まったとみることが妥当と思われる。

もともとは商人間の信用に基づいて発生した山田羽書は、その後江戸初期から山田地方特有の自治的行政機関である「三方会会所」の管理下におかれ、幕政の伸長とともに幕府の関与を強く受けることになるが、貨幣制度が整備されていくなかで、とくに天領等幕府直轄支配地において正貨（金、銀、銭貨）以外の使用が認められない状況があったにもかかわらず、同じ幕府の直接支配下にあった伊勢山田地域で江戸期を通じて羽書の流通が公認されていた点は興味深い。

山田羽書の歴史を幕府の介入度合いの濃淡を基準として、発行・管理面から整理すると次の4期間に分けて考えることができる。

- ① 第1期：自然発生的私札、すなわち商人札の時代（初期～寛永7年〈1630年〉）
- ② 第2期：幕府公認の下に山田の自治行政機関である三方会会所が羽書発行を管理した時代（寛永8年〈1631年〉～寛政元年〈1789年〉）

寛永8年、花房志摩守幸次が山田奉行に就任し、羽書を発行管理する三方会会所に対し奉行所が間接的ながら関与するようになった。この時期において特筆すべきことは、寛文8年（1668年）における羽書の「金札化」である。当時銀の海外流出および全国的な生産減退から銀価が漸騰し、羽書の銀貨に対するプレミアムが時に15～16%にまで達したため、三方会会所では協議して羽書の価値を金とリンクさせ、その安定化を図った。その後、羽書64匁は金1両と等価に固定されることとなった。

- ③ 第3期：山田奉行管理下に準幕府札（公札）的性格を与えられた時代（寛政2年〈1790年〉～慶応3年〈1867年〉）

この時期、幕府は羽書管理権を実質的に掌握、発行制度も大幅に整備された。この改革措置は、老中松平定信による「寛政の改革」の一環として実施された。

- ④ 第4期：明治政府（渡会府）管理下の時代（明治元年〈1868年〉～明治8年〈1875年〉）

明治維新後は渡会府の管理下におかれ、名実ともに「公札」として再出発することになるが、最終的にはほかの藩札同様、新政府の肩代り債務として処理されることになる。

山田羽書は銀1匁を最高額とする比較的小額の日常通貨であり、流通範囲も限られていたという点からみれば、その重要性はそれほど大きくないと思われるかもしれないが、山田羽書の価値はこうしたローカルな日常貨幣としての範疇を超えた次の点にあると考えられる。

- ① 少なくとも江戸期以前と推定される頃、一地方に自然発生的に（日本最古の紙幣と

して) 成立した私的紙幣が、その後の曲折を経ながらも、約3世紀にわたる歴史を維持し、しかも江戸全期を通じて幕府公認紙幣として命脈を保ち続けたという貨幣史上稀有な事実。

- ② 江戸期地方経済上重要な役割を担った藩札の起源的存在であったこと。
- ③ とかく恣意的に乱発されがちであった藩札と異なり、十分な兌換準備と堅実な発行制度に裏付けられた「信用通貨としての本質」を保持し、紙幣のモデル的存在であったこと。

山田羽書がこうした特徴を持ちえたのにはさまざまな理由、背景があると思われるが、基本的にはその発行・流通に関する制度が整えられていたことが大きいと思われるので、以下ではその内容についてについて整理する。

イ. 発行組織

寛永8年(1631年)、山田奉行により三方会合所が公認され、発行制度が整備されることになるが、その仕組みは、同会合所三役(年行事、取締役、三方当番)の下、発行関係者たる株仲間が5~10名ずついくつかの組を作り、組ごとに株主(株仲間の成員)の連帯責任で羽書を発行するというものであった。その後、寛政の改革で羽書株主は全体で39組、人数は404名と決められ、各組ごとに発行限度が決められた。なお、羽書の表面には各組ごとに1人の株主が発行者として表示されているが、実質的には「組」の全員が羽書の価値を保証するものであったため、羽書の信用力を高める大きな柱となっていた。

ロ. 発行限度

幕藩体制の確立と貨幣経済の浸透につれ、元禄期には羽書の株主総数は28組229名、羽書発行高は銀687貫目(金1両を羽書64匁で換算すると金1万両余となる計算)となっていた。その後、同地域の経済発展を反映し、羽書制度も大幅に拡大され、江戸中期の享保9年(1724年)までには、羽書株主404名、発行限度20,200両の慣行がほぼ確立されたとされている。この間、発行限度は常に守られていたわけではなく、一部の羽書関係者による乱用もみられていた。このため、元文5年(1740年)に山田奉行はそれまでの慣行であった、発行限度金20,200両、1株当たりの発行高銀札3貫200匁(=金500両)、株主総数404名を制度的に確認するとともに、7年目ごとに新様式の羽書を発行して旧札と引き換えることを定めた。

こうした制度的枠組みは暫くの間は機能したが、やがて再び限度額を超える発行や新札発行後の旧札の廃棄が守られない等の事態が発生した。このため、山田奉行は幕閣の了解を得て、寛政2年(1790年)に三方会合所の事務・財政監査を実施するという羽書発行制度の大改革を行った。これ以後、羽書の発行は山田奉行が直接管理し、三方会合所の三役はもっぱら事務の執行機関として機能することとなる。

Ⅱ. 報告論文

ハ. 正貨準備

寛政の改革以前においては、羽書仲間は規約に基づき、定められた羽書発行額に応じ、それぞれ不動産を「質物」として提供し、万一兌換不能の場合には質物の売却による弁済を認めることを誓約した。この質物は時期によりまちまちで、例えば元文5年(1740年)の山田奉行による最初の改革では、1株につき銀5貫目(=金80両弱)の「引当質地」を三方会合所に差入れさせ、その見返りに各50両宛の羽書発行を認めることとされた。江戸中期頃まではこうした株主個人の信用と不動産が保証となっていたが、三方会合所内部の綱紀弛緩が是正された寛政の改革以後は十分な正貨準備で保証されるようになった。具体的には羽書株仲間404名の奉行所に対する上納積立金計8,080両が直接の発行準備として大坂城に保管されたほか、第二線準備として用意された羽書取締役6名の上納金計5,500両は再び強制的に取締役6名に貸し付けられ、奉行所はこの貸付により年間550両の運用益を手にする事となる。実際の羽書の正貨兌換に当たっては、奉行所は特定引換店として宇仁田仁兵衛両替店を指定し、これに自己資金で立替払いさせ、奉行所は引換後滞留した羽書に対し利息を払うかたちで対処した。この結果、直接の発行準備金には手を付けることなく明治維新を迎えることになる。

山田羽書はこのように十分な準備を背景に、発行・管理が厳格に行われたため、長期にわたり貨幣としての機能を果たすことができ、またそれ故に他の藩札に比べてもより大きな信用力を維持することができたと考えられる。

明治維新に当たり、山田羽書20,200両は、明治元年(1868年)旧山田奉行所にかかわって新設された渡会府に引き継がれ、渡会府は旧幕時代の山田羽書の原形に準拠して新札を製造、明治4年(1872年)の「新貨条例」による新貨と交換されるまでに管下の財政補填の目的から総額12万両の羽書を新たに発行した。新政府はこれらをすべて藩札と同様の扱いとすることとし、制度的には同年7月の「藩札処分」により処理され、その歴史を閉じることになる。

(2) 「江戸期小判の品位をめぐる問題と非破壊分析結果について」(上田[1993])

貨幣の研究は大半が実際の貨幣を整理・分類し、古文書等の史料により時代背景や経済社会とのかかわりを分析するものであるが、そうした分析結果(ある意味では論理的推論)や史料等に残されている情報を確認するために貨幣そのものを直接分析する必要があるケースは少なくない。そして、こうした分析は予想していなかった新たな情報を与えてくれることも多いのである。一般に、金貨、銀貨、あるいは銅貨についても、貨幣そのものの分析といえば、素材の純度、貨幣の時代推定等が考えられるが、従来はこうした素材分析はいくつかの標本を溶解したり、切断するといった破壊分析が中心であった。こうした破壊分析は確かに有効な情報をもたらすケースが多いが、分析終了後はもはや貨幣標本としての役割を果たすことはできなくなってしまう。近年X線やレー

ザー光線等を用いたいわゆる非破壊分析の技術が進展しているが、こうしたハイテクを用いて行った分析成果の概要を以下に紹介する。なお、非破壊分析は、国立歴史民俗博物館の協力により実施したが、同博物館では1989年に和同開珎銅銭を用いて、いわゆる「新和同銭」と「古和同銭」（銭文や形態で区別）の成分分析等を実施しており（分析結果は「和同開珎銅銭の非破壊分析結果について」〈岡田・田口・齊藤[1989]〉参照）、以下の分析は基本的にはこうした分析手法を小判に応用したものである。

江戸時代の代表的な金貨である小判は、最初に制定された慶長小判から幕末の万延小判に至るまでたびたび改鑄が繰り返され、品位・量目・寸法は大きく変動したが、江戸時代を通じて常に一両として基準通貨の地位にあった。しかし、肝心の品位については、幕府がこれを一切公表しなかったため、当時民間では正確な品位を知ることはできなかった。明治になって、新政府により江戸期金銀貨の品位等が公表され、また金座の史料などの研究が進んでくると、ある程度の品位に関する情報が明らかにはなってきたが、製造当時の記録を欠く江戸時代初期のものをはじめとし、なお不明な部分は少なくないのが実情となっている。

明治期には小判を溶解して化学分析を行う（いわゆる破壊分析）こともされてはいるが、それらは必ずしも十分とはいえず、解決すべき課題は多く残されていると思われる。近年、外部から電子線を照射して成分分析を行ういわゆる非破壊分析の技法が実用化されてきており、これらを用いれば溶解や切断などで標本を傷つけることなく標本の素材分析が可能となる。以下は、江戸期小判全10種について非破壊分析¹³⁾を実施し、その結果を取りまとめたものである。

ここでの分析は小判の品位をめぐるいくつかの問題を明らかにすることを目的としているが、以下、問題の所在と分析結果とを簡単に整理する。

イ. 江戸期小判の品位問題

徳川幕府は9次にわたる小判の改鑄を行ったことが知られているが、それらの品位については公式には一切発表しなかった。当時、小判の製造を担当していた金座関係の史料には詳細な記録が残されているが、明暦の大火で金座が類焼したり、その後の度々の災害等でこれら史料も焼失、散逸しており、必ずしも十分な史料は揃っていない。もちろん、18世紀前半の板倉家（近世初期から金座の小判師であり、中期以降座人であった）の記録『吾職秘鑑』や同じく金座座人であった永野家等による『座方算法』、あるいは『金位并金吹方手続書』、『金局秘記』等々の貴重な史料からある程度の情報を得ることはできる。また、明治政府は幣制改革のために旧貨幣の整理を行ったが、その際、それまでの記録をもとに『内国金貨幣表』を作成したほか、造幣寮において江戸期貨幣の

13) 分析に用いられた手法は、電子線励起X線分析法、蛍光X線分析法、オージェ電子分析法の3手法である。

Ⅱ. 報告論文

溶解分析を実施した。このように江戸期小判の品位等については散発的ながらもある程度のデータが蓄積されているが、江戸期に発行された小判10種すべてを対象として同一の分析手法に基づく総括的な分析は未だ実施されていなかった。

江戸期に発行された小判すべての品位等に関する非破壊分析の結果は、次のとおりである。

- ① 江戸期小判の品位は、慶長期に85%前後の高品位でスタートしたが、元禄期に一旦50%台に低下、宝永以降再び80%台に回復するが、元文から文政にかけて再び下落、以後幕末の万延に至るまで50%台にとどまっている。
- ② 各小判については、種類ごとの品位のバラツキが小さく、標準的な品位の値を特定することができる。
- ③ 改鑄によって品位を下げる場合でも、品位は55～60%のレベルにとどめられている。

ロ. 慶長小判の品位と製造時期による区分の問題

慶長小判はその鑄造時期が95年間の長期にわたっており、また外見的にもかなりバラエティに富んでいることが知られている。こうした外見的な形状から鑄造時期を推定、区分できるかどうかを非破壊分析により検討する。

慶長小判の外見的な特徴としては次のような点が挙げられる。

- ① 真蔭目（小判表面に打刻された横線）に密度の差がみられる。
- ② 小判裏面の金座の検印の個数、位置が一定していない。
- ③ 真蔭目の粗なものは金座検印が左2個となっている。
- ④ 真蔭目のとくに密なものは形状や検印が慶長古鑄小判に類似している。

以上のような慶長小判の特徴に対し、元禄以降（1644年～）の小判は真蔭目が少なめで金座の検印は左に2個が定着しているので、慶長小判のうち真蔭目が粗で検印が左2個となっているものは鑄造時期が新しいという可能性が考えられる。

金座史料によると慶長小判は初期のものより後期鑄造のものの方が品位が高いとされている。これが正しいとすると、外見的な特徴、例えば真蔭目の粗密、検印の個数といった特徴と小判自体の品位との間には何らかの関係が見い出されることになる。しかしながら、サンプル数（9個）の制約もあり、小判の外見的特徴と品位との間に有意な関係を見いだすことはできなかった。

ハ. 正徳小判と享保小判の区別の問題

江戸時代の著名な貨幣書をひもといてみると、「正徳小判」の記述はあっても、「享保小判」の記述は見当たらない。しかし、金座関係の記録には「享保金」の記録があり、正徳小判と享保小判とは区別されている。明治政府の数次にわたる布告でもこれらは区別されており、この2種類の小判を区別することは定着している。ところが、両者は年代を表す文字等の特徴がないため外見的には酷似しており、両者を明確に区別する方法は見当たらなかった。さらに、これら小判の品位については明確な分析は行われていな

かった。

第二次大戦後になり、古銭界では小判表面の刻印「光次」の特徴から両者を区別する判別法が唱えられた。具体的には「光次」の「光」と「次」の一部が重なって刻印されている（重ね光次）のを「正徳小判」、両者が離れている（離れ光次）のを「享保小判」とするものである。

金座関係史料によれば、「享保小判」は正徳5年（1715年）に「正徳小判」の品位を上げる改鋳を行ったものを指すとなっているので、上記判別法に基づいて区別されている「正徳小判」と「享保小判」の品位を分析し、そこに明確な差が検出できれば、判別法がそれなりの妥当性を持つと考えることができる。

「正徳小判」と「享保小判」の品位を分析してみると、「享保小判」の品位のほうが「正徳小判」より約3%ポイント高くなっており、両者の区別が正しくなされている限り、古文書の記述は確認されたことになる。両者の区別は刻印「光次」の形状によっているので、この点についても一応判別法が有力な方法であるとの結果が得られたことになる。

二. 小判の色揚げの問題

小判は数次にわたる改鋳により品位に大きな差が生じているにもかかわらず、表面の色にはそれほど大きな差はみられていない。品位の低い元禄小判と元文小判はさすがに色が良くないが、文政以降（1818年～）の小判は品位がさらに落ちるにもかかわらず、品位の高い最初の慶長・享保小判に比べても遜色ない黄金色を呈している。これは、小判の製造過程の最後に、小判に数種類の化学物質を塗って加熱し、表面の銀分を焼失させ、金濃度を表面だけ高めるという「色揚げ」の手法が用いられていることによる。

こうした「色揚げ」の手法が用いられていたことは、古記録によっても知ることができるが、これまでの解釈では品位の下がった小判の見せかけを良くするために行われる技法とされていた。しかし、その実態については詳しいことはわかっておらず、品位の高い慶長小判に「色揚げ」がなされているとは考えられていなかった。この「色揚げ」の分析は、小判の側面研磨部分、すなわち内奥部に当たる部分の品位と、未研磨の表層部分の品位を比較することによって可能となる。また、「色揚げ」の程度については、表層からどの程度の深さまで「色揚げ」が行われたかをみることによって分析が可能と考えられる。分析結果を一枚の享保小判を例に取ってみると、電子線励起X線分析法で測定した内奥部の品位は86.6%であったのに対し、表層部分は98.7%の品位となっており、表面の品位を高くする加工処理の跡がうかがわれた。

また、オージェ電子分析法（小判表面に電子線を照射し、小判を構成する原子から電離した電子〈オージェ電子〉を測定する方法）で深さ方向の成分分析を行った結果、同じ享保小判について、表面の純金に近い状態から内側に向かって徐々に金純度が低下し、約3 μ mに至りようやく安定することが判明した。これは表層から約3 μ mの厚さにわ

Ⅱ. 報告論文

たって、ここに存在した銀が色揚げによって化合物となって焼失したことを示唆していると考えることができる。

なお、同分析手法を慶長小判に対して適用してみると、享保小判に比べれば薄いものの、約 $1.2\mu\text{m}$ にわたって金の濃縮層が認められた。この結果からは「色揚げ」が改鑄により品位の低下した小判ばかりでなく、小判鑄造当初から実施されていた表面加工技術であった可能性が呈示されていると思われる。

4. 今後の貨幣研究のありうべき方向

以上、簡単にわが国における貨幣研究の動向を振り返ったが、貨幣研究のあり方としては、概ね次のような6つのアプローチがありえよう。第1は、貨幣の収集・分類・整理である。これは泉貨学とも呼ばれるものであり、『金銀圓録』や『三貨図彙』など江戸時代の貨幣研究は、そうした方法に基づき取り進められていた。いうまでもなく、貨幣に関する体系的分類は貨幣研究を進めるうえでの基礎ではあるが、貨幣の分類・整理にとどまっている限り、社会的存在物としての貨幣の意義、機能およびその変遷を議論することは難しいと思われる。第2は、法制史的な立場からの貨幣研究である。わが国をはじめとして主要国においては近世以降、貨幣の発行形態、通用力などは各種の法令に基づき規定されるようになっていく点に着目のうえ、その時々々の貨幣制度を規定する法令の変遷の分析を通じて貨幣あるいは貨幣制度のあり方を議論しようとするところに特色がある。

第3は、貨幣の動態史あるいは生活史的分析である。これは、価値基準・交換手段・価値貯蔵手段という貨幣の社会的機能を重視し、貨幣を取り巻く社会・経済的環境の変化のなかでその浸透状況、発行メカニズムや流通実態などを多面的に分析しようとするものであり、近年、こうした立場からの貨幣研究の重要性が指摘されている。第4は、出土銭による貨幣利用のあり方に関する分析である。出土銭を一つの文献資料としてとらえ、出土した銭貨に基づき、貨幣（とりわけ銭貨）利用についての地域的分布やその広がりを検討し、銭貨の利用実態に迫ろうとするものである。第5には、貨幣史の経済理論的分析が挙げられる。このアプローチは、Friedman and Schwartz [1963]のアメリカ貨幣・金融史に関する研究に代表されるように、経済理論を分析視角として貨幣や貨幣制度の歴史を理論的に説明しようとするものである。第6は、理化学的なアプローチである。先に紹介した江戸期小判の品位に関する非破壊分析のように、貨幣そのものを一つの分析素材あるいは標本として理化学的分析を行い、鑄貨の品位などに関する通説の妥当性を改めて検討しようとするものである。国立歴史民俗博物館では和同開珎に引続き皇朝十二銭についての非破壊分析を続けているが、こうした鑄貨についての分析に加えて例えば紙幣の「紙」についての理化学的な分析の可能性も期待できよう。

わが国における貨幣史研究においては従来、2番目の法制史的な観点に基づく「貨幣の鑄造・発行にかかわる史実や貨幣制度の変遷」（岩橋[1991]）のほか、3番目の観点に立って貨幣の流通実態から貨幣の機能や本質をとらえようとする「流通史としての貨幣史」（作道[1965]）が中心となっていた。そしてまた、これらの立場に基づき、鑄貨をめぐる法制度の変遷や貨幣の流通実態についての研究、地方貨幣としての藩札の発行形態・流通状況に関する事例研究、商都大坂における決済手段としての銀目手形に関する研究、江戸―大坂間の為替取引に関する研究をはじめとして数多くの研究が公表され、わが国における貨幣の発展と成長についての歴史的事実はかなりの程度明らかになってきたということ是可以する。

しかしながら、わが国の貨幣史研究は金・銀貨を中心とする法制史的な色彩が引続き強く、一般庶民の決済手段としてどのような貨幣がどういった形態で利用されていたのかという貨幣流通の一般的あり方に関する研究が「大きく立ち後れている」（岩橋[1991]）という点是否定しえない。加えて、これまでの貨幣史研究の大半は文献資料等から得られた歴史的事実の時間的記述が中心となっており、金・銀・銭貨、銀目手形や藩札を統合した貨幣流通に関するマクロ的な把握、経済発展を背景とした貨幣需要増大に対する幕府・藩および民間部門による対応のあり方に関する検討や、経済理論や各種の統計データに依拠しつつ貨幣供給と財政支出、貿易、物価および景気変動との関係を吟味するという江戸期経済のマクロ経済理論的分析については現在のところ未だ十分な成果を挙げるまでには至っていないと思われる。

もとより、わが国の貨幣の歴史は中国貨幣の影響を色濃く受けており、皇朝十二銭など古代貨幣の研究には中国貨幣の研究が欠かせないように、貨幣制度の機能とあり方を分析するに際しては、諸外国の貨幣あるいは貨幣制度との比較研究を行う必要があるのはいうまでもない。さらには、西ヨーロッパ諸国における貨幣の成長・発展の歴史との比較においてわが国の貨幣発展の歴史にはどのような特徴がみられるのか、東アジア諸国のなかでなぜわが国だけが金を貨幣素材として利用するに至ったのかなど、わが国貨幣史研究に際しては世界史的な観点にも留意して取り進める必要がある。また、貨幣が貨幣として流通するためには、その素材が耐久性、分割可能性、運搬可能性といった特性を備えていなければならないため、実際の貨幣を観察のうえ素材の特徴や偽造・摩耗防止のための工夫の跡を探ったり、理化学的手法を用いて貨幣素材製造法上の特色などを検討することも重要な課題の一つであるといえよう。

このように考えると、今後、貨幣に関する研究を進めるに際しては、経済生活における貨幣の意義、役割および機能の変遷を明らかにするという観点に立って、既存の研究成果を再整理するとともに、その時々を経済・社会環境のなかで貨幣をとらえ、貨幣の発行・流通・利用実態について歴史、理論、統計および理化学的な観点から多面的に分析するという学際的なアプローチが重要になってくるといえよう。そしてまた、こうし

Ⅱ．報告論文

た方向に沿って貨幣研究を進めて行くためには、貨幣標本・文献資料・研究成果などを分類・整理・保管すると同時に、そうした貨幣標本、文献およびデータベースへのアクセスを容易にするような方策や研究成果の交流を促すことを将来工夫する必要があるのではないだろうか。更にさまざまな研究成果あるいは研究者の海外との交流を進めることにより研究を国際的なものにしていくことも重要であろう。このほか、分析ツールを準備するなど、貨幣研究のためのインフラストラクチャーの整備や、研究体制の組織化についても検討する必要があると思われる。

日本銀行金融研究所では、これまでより貨幣の理論的・政策的研究のほか、決済システムのあり方等についての検討を進めてきているが、今後とも引続き、上記の考え方に基づき多角的な観点から貨幣を研究していきたいと考えている。とりわけ、歴史的観点に立った貨幣研究に関しては当面、次のようなテーマを対象として行っていく方針があり、ここでは、各テーマごとに問題意識や研究目的などを簡単に紹介することにした。

第1には、貨幣標本の分析を通じた、貨幣の流通実態や流通面に配慮した各種の工夫に関する研究が挙げられる。貨幣が貨幣として利用される頻度が高まるにつれ、貨幣素材の摩耗や損傷を避けることはできない。このため、現存している貨幣の損耗状況についての観察調査や科学的分析により、その流通状況を推し量ることができるのではないかと考えられるのである。幸いにも日本銀行貨幣博物館では各種の鋳貨や藩札を多数保有しており、そうした保有コレクションの調査・分析を通じて、例えばこれまで実態があまり明らかになっていない藩札の流通状況を検討することにした。また、藩札という「紙」が貨幣として流通するに際しては、流通に耐えられるだけの強度、耐久性を持ち合わせる必要があるため、そうした和紙の入手経路、さらには和紙製造技術や透かし、色漉きなどの偽造対策技術の伝播経路も興味ある論点になりうると思われる。このほか、室町時代後期に数多く登場した私鋳銭の銅含有量を測定し、いわゆる「撰銭」の合理性についても理化学的観点から検討できるのではないと思われる。

第2には、一般庶民の日常生活における決済手段として貨幣はいつ頃から、どのようなかたちで浸透し、利用されるようになったのかという問題が研究対象になりえよう。具体的には次のような問題が考察の対象になりうる。すなわち、わが国で貨幣経済が定着したのは江戸時代の寛文期（1661～73年）といわれているが、それでは皇朝十二銭、渡来銭の時代にあって貨幣は地域別・取引商品別にみてどのように利用されていたのだろうか。あるいは、鋳貨の決済手段としての利用は時代別・地域別にみてどのようなかたちで一般庶民のなかに浸透していったのであろうか。また、徳川家康は天下平定後直ちに金・銀貨からなる幣制を定めたが、渡来銭などの銭貨や銀が貨幣の中心であった当時においてなぜ金貨という高額貨幣を法貨として採用するに至ったのであろうか。こうした問題の検討に際しては、文献資料もさることながら、各地で出土した銭貨の埋没年代や出土銭の種類などに関する考古学的分析も、一つの実証分析として重要な地位を

占めるといえよう。

第3は、江戸時代における貨幣制度のあり方と機能に関する研究である。既に何度か指摘したように、これまでの江戸時代幣制に関する研究の大半は三貨制を前提としたうえでの金・銀・銭貨にかかわる鑄造の歴史についての研究であり、それらが日常の決済手段としてどのように機能していたかという点に関してはそれほど知らされていない。金・銀貨はそれらの流通単位が高めに設定されていたこともあって高額貨幣の域にとどまっており、商人間の大口取引の決済手段や商人、大名の貯蓄手段として利用されることはあっても、一般庶民による日常取引の決済手段としてはほとんど利用されていなかったとみられる。日常生活に欠かすことのできない小額貨幣として頻繁に利用されていたのはむしろ銭貨であり、従来研究の中心的テーマとはなりにくかった銭貨の発行・流通状況のほか、金・銀貨との比価の推移についても新たな観点から再検討することが重要な課題となっているのではないと思われる。

また、江戸時代においては、今日の中央銀行のような、貨幣の円滑な流通および発行量の適切な管理を目的とした公的機関が存在していなかった。すなわち、金・銀・銭貨はいわゆる財政貨幣として幕府の財政支出を經由して江戸、大坂、京都などの大都市を中心として発行されていたのである。そしてまた、このようにして発行された金・銀・銭貨は、大坂などとの交易を通じて地方の領国へと流通していったため、各領国経済が必要とする貨幣量が万遍なくかつ適切に供給されることはほとんどなく、地方においては通貨不足が深刻化していたと指摘されることが多いと思われる。貨幣経済が急速な勢いで進展する一方で貨幣供給体制が不備であったことを背景として生じた領国経済レベルでの通貨不足は、藩札の発行により解消されたのではないかと考えられるのである。実際、金・銀貨が利用されていたのは江戸、大坂などの大都市のみであり、その他の地域においては藩札が主要な決済手段となっていた可能性があるのではないだろうか。

藩札に関しては従来、赤字財政ファイナンスのため濫発された事例が強調されることが多い一方で、地方貨幣としての藩札の重要性が顧みられることは少なかったといっても過言ではない。藩札の額面金額は銀十匁など、決済手段としての利便性・流通性にも配慮して決定されていたという点を踏まえて考えると、地方貨幣としての藩札の意義と役割を見直す必要があるのではなかろうか。また、日本銀行金融研究所では、昭和58年（1983年）より数年間、全国主要地域における藩札の実態調査を地方史研究家に対する委託研究として実施してきた。これらの研究成果と藩札に関する既往成果を総合することにより藩札の発行形態や流通実態を比較・検討し、藩札が領国経済あるいは当時の日本経済においていかなる役割を果たしていたのかを実証的に明らかにできればと考えている。

第4は、江戸時代の金融制度のあり方と機能に関する研究である。江戸時代の金融に関しては、貨幣の鑄造、地方貨幣としての藩札発行、江戸・大坂間の為替取引、商人相

Ⅱ. 報告論文

互間の取引決済手段としての銀目手形、両替商の役割などを題材として個々に詳しく分析されてはいる。しかしながら、マクロ的にみた場合、金融取引はどのようなかたちで機能し、また実体経済活動を支えていたのかという点については必ずしも明らかになっていない部分が多いように思われる。江戸時代における金融の全体的イメージを明らかにするためにも、その金融制度のあり方と機能をマクロ的に論じる必要がある。こうした分析を推し進めていくに際しては例えば、江戸時代におけるマネーフロー構造の特色と変遷についての検討、江戸・大坂間、大坂・地方都市間の資金決済のあり方のほか、金融関連情報（とくに金・銀貨の品位や大名の財政状況に関する機密情報）の伝播形態に関する実態調査などについても並行的に進める必要があろう。なお、わが国の両替商の果たしてきた機能・役割については、欧米流の銀行と対比させて検討してみることも一考に値しよう。

第5は、江戸時代における貨幣供給と、財政バランス、物価変動および景気変動との関係についての研究が挙げられる。1970年半ばから登場した数量経済史分析を通じて、江戸時代以降の物価変動、景気変動についての統計的分析が活発化し、新たな観点からのファクト・ファインディングが数多く提供されるに至っている。近世における日本経済の発展を正確に理解するためにも、今後そうした方向で研究を進めることが一段と重要となっているといえよう。ただし、貨幣に関しては、データ面での制約もあって鑄貨の在り高に関する推計にとどまっているなど、Friedman and Schwarts [1963]が行ったアメリカの貨幣金融的側面からみた経済史の叙述という段階にまでは達していない。江戸時代においては幕府財政を通じて金・銀・銭貨が供給されていたとか、地方においては藩札が貨幣として重要な役割を果たしていたといったわが国独特の貨幣制度のあり方や、大都市江戸における消費は石高ベースでみて日本全国の約3割の水準にも達しており、徳川幕府の財政スタンスがその時々々の経済情勢を大きく左右したという実体経済構造面での特徴をも踏まえて、数量経済史的な観点からマクロ的な経済変数相互間の関係について分析を行うことが求められているといえよう。

以上のような方向での貨幣研究を行い、貨幣に関する歴史的事実を積み上げ、そうした研究成果を総合のうえ、貨幣の生成・発展を促してきた政治経済的要因や文化的背景を探り、「貨幣とは何か」というアリストテレス以来の問題に対する解答の糸口がみえてくることを期待したい。

以 上

【参考文献】

- 荒木信義、『円の歴史』、教育社、1979年
- 、『円でたどる経済史』、丸善、1991年
- 飯淵敬太郎、『日本信用体系前史』、御茶の水書房、1948年
- 井上幸治・入交好脩（編）、『経済史学入門』、廣文社、1966年
- 伊牟田敏充、『物価騰貴と幣制混乱』、『明治維新史研究講座』第3巻、平凡社、1958年
- 岩橋 勝、「徳川時代の貨幣数量—佐藤忠三郎作成貨幣有高表の検討—」、梅村・新保・西川・速水（編）、『数量経済史論集1：日本経済の発展』、日本経済新聞社、1976年
- 、『徳川後期の『銭遣い』について』、『三田学会雑誌』第73巻第3号、慶応義塾経済学会、1980年
- 、『近世日本物価史の研究—近世米価の構造と変動』、大原新生社、1981年
- 、『小額貨幣と経済発展』、『社会経済史学』第57巻第2号、社会経済史学会、1991年
- 、『物価史に学ぶ経済学』、『経済セミナー』第460号、日本評論社、1993年5月
- 上田道男、「江戸期小判の品位をめぐる問題と非破壊分析結果について」、『金融研究』第12巻第2号、日本銀行金融研究所、1993年
- 植村 峻、『お札の文化史』、NTT出版、1994年
- 大石慎三郎、「江戸時代物価史に関する若干の課題』、『商経法論叢』第13巻第4号、神奈川大学商経法学会、1963年
- 大蔵省造幣局（編）、『貨幣の生ひ立ち』、朝日新聞社、1940年
- 大蔵省理財局国庫課長監修、『日本のお金—近代通貨ハンドブッカー』、大蔵省印刷局、1994年
- 岡田 稔、『銭の歴史』、大陸書房、1971年
- 岡田茂弘・田口 勇・齋藤 努、「和同開珎銅銭の非破壊分析結果について」、『金融研究』第8巻第3号、日本銀行金融研究所、1989年
- 菅野和太郎、『日本会社企業発生史の研究』、経済評論社、1931年
- 郡司勇夫（編）、『日本貨幣図鑑』、東洋経済新報社、1981年
- 、『鋳銭と模倣銭の新考察』、『泰星マンズリー』第14巻第10号、泰星スタンプコイン、1985年
- 国立史料館（編）、『江戸時代の紙幣』、東京大学出版会、1993年
- 小葉田 淳、『日本貨幣流通史』、刀江書院、1943年
- 、『日本の貨幣』、至文堂、1958年
- 栄原永遠男、『日本古代銭貨流通史の研究』、塙書房、1993年
- 作道洋太郎、「近世信用貨幣史論』、『貨幣』第2巻第1号、日本貨幣協会、1958a年
- 、『近世日本貨幣史』、弘文堂、1958b年
- 、『日本貨幣金融史の研究—封建社会の信用通貨に関する基礎的研究』、未来社、1961年
- 、『日本貨幣史研究の現状と課題』、『歴史教育』第17巻第7号、歴史教育研究会、1969年
- 、『大日本貨幣史別巻—日本貨幣史概論』、大日本貨幣史刊行會、1970年
- 、『近世封建社会の貨幣金融構造』、塙書房、1971年
- 、『近世経済発展と藩札の発行』、『社会経済史学』第48巻第2号、社会経済史学会、1982年
- 沢田 章、『明治財政の基礎的研究』、寶文館、1934年
- 忍 康男、『コインの歴史』、造幣局泉友会、1984年
- 社会経済史学会（編）、『社会経済史学の課題と展望』、有斐閣、1992年
- 新保 博、「徳川時代の信用制度についての一試論—両替商金融を中心として—」、『神戸大学経済学研究年報』第3号、神戸大学経済学部、1956年
- 、『維新期の信用制度』、『神戸大学経済学研究年報』第9号、神戸大学経済学部、1962年

Ⅱ．報告論文

- 、「徳川時代の商業金融—荷為替金融をめぐる—」、『国民経済雑誌』第115巻第1号、神戸大学経済経営学会、1967年
- 、『日本近代信用制度成立史論』、有斐閣、1968年
- 、「徳川後期の価格構造」、『国民経済雑誌』第121巻第4、5号、神戸大学経済経営学会、1970年
- 、『近世の物価と経済発展—前工業化社会への数量的接近』、東洋経済新報社、1978年
- 杉山和雄、「貨幣・金融制度の確立」、歴史学研究会（編）、『明治維新史研究講座』第4巻、平凡社、1958年
- 鈴木公雄、「出土備蓄銭と中世後期の銭貨流通」、『史学』第61巻第3、4号、三田史学会、1992年
- 鈴木浩三、『江戸の経済システム—米と貨幣の覇権争い』、日本経済新聞社、1995年
- 関山直太郎、『日本貨幣金融史研究』、新経済社、1943年
- 妹尾守雄、「わが国紙幣制度の源流について——とくに伊勢国山田羽書三百年の歩み」、『調査月報』、日本銀行調査局、1980年2月
- 、「宋銭とわが中世経済」、『国士館大学大学院紀要』第2号、国士館大学、1982年
- 滝沢武雄、『日本貨幣史の研究』、校倉書房、1966年
- 滝沢直七、『稿本日本金融史論』、有斐閣、1912年
- 滝本誠一、『日本貨幣史』、國史講習會、1923年
- 田代和生、『近世日朝通交貿易史の研究』、創文社、1981年
- 田中哲二、『お金の履歴書』、東洋経済新報社、1984年
- 田谷博吉、『近世銀座の研究』、吉川弘文館、1963年
- 、「近世日本の紙幣」、『阪南論集社会科学編』第25巻第1、2、3号、阪南大学、1989年
- 、「本邦最古紙幣の考証 山田羽書の特異性」、『収集』、書信館出版、1994年7月
- 塚本豊次郎、『日本貨幣史・別編 金座考』、財政経済學會、1925年
- 、『本邦通貨の事歴』、泉友會、1927年
- 土屋喬雄、『封建社会崩壊過程の研究』、弘文堂、1927年
- 、山口和雄（監修）、日本銀行調査局（編）、『図録 日本の貨幣』 第1～11巻、東洋経済新報社、1972～77年
- 利光三津夫、『古貨幣夜話』、慶応通信、1983年
- 豊田 武・児玉幸多（編）、『体系日本史叢覧 第13巻 流通史1』、山川出版社、1969年
- 中田易直、「近世貨幣史の諸問題」、『日本歴史学協会年報』第6号、日本歴史学協会、1991年
- 西村眞次、『日本古代経済 交換篇・第四冊 貨幣』、東京堂、1993年
- 日本学術協会（編）、『日本貨幣史』、日本学術協会日本貨幣史頒布室、1960年
- 原田敏丸・宮本又郎（編）、『シンポジウム 歴史のなかの物価——前工業化社会の物価と経済発展』、同文館、1985年
- 檜垣紀雄、「藩札の果たした役割と問題点」、『金融研究』第8巻第1号、日本銀行金融研究所、1989年
- 久光重平、『日本貨幣物語』、毎日新聞社、1976年
- 藤井一二、『和同開珎—古代貨幣事情をさぐる』、中央公論社、1991年
- 藤田五郎、『封建社会の展開過程』、御茶の水書房、1952年
- 藤本隆三、「徳川期における小額貨幣—銭貨と藩札を中心に」、『社会経済史学』第57巻第2号、社会経済史学会、1991年
- 細川亀市、『上代貨幣経済史』、森山書店、1934年
- 堀江保蔵、『我国近世の専売制度』、日本評論社、1933年
- 松好貞夫、『土佐藩経済史研究』、日本評論社、1930年

金 融 研 究

- 、『日本両替金融史論』、文藝春秋社、1932年
- 丸山清康、『封建社会の通貨問題』、白揚社、1939年
- 三上隆三、『渡来銭の社会史』、中央公論社、1987年
- 、『円の社会史』、中央公論社、1989a 年
- 、『円の誕生—近代貨幣制度の成立 増補版』、東洋経済新報社、1989b 年
- 、『江戸幕府・破産への道—貨幣改鑄のツケ』、日本放送出版協会、1991年
- 、『徳川期小額金銀貨』、『社会経済史学』第57巻第2号、社会経済史学会、1991年
- 、『開基勝宝について』、『経営学部論集』第2巻第2号、京都学園大学、1992年
- 、『歴史発掘 江戸の金遣い』、『日本経済新聞』1993年4月3日～6月26日、日本経済新聞社、1993年
- 宮本又次、『物価および利子の研究に関する覚書』、『宮本又次著作集』第3巻、講談社、1977年
- 宮本又郎、『物価とマクロ経済の変動』、『日本経済史2』、岩波書店、1989年
- 、高嶋雅明、『庶民の歩んだ金融史』、福德銀行、1991年
- 山口和雄、『藩札史研究序説』、『経済学論集』第31巻第4号、東京大学、1966年1月
- 、『貨幣の語る日本の歴史』、そしえて、1979年
- 、『流通の経営史—貨幣・金融と運輸・貿易』、日本経営史研究所、1989年
- 山崎隆三、『元禄・享保期の米価変動について』、『経済学雑誌』第48巻第4号、大阪市立大学経済研究会、1963年
- 山本有造、『両から円へ—幕末・明治前期貨幣問題研究』、ミネルヴァ書房、1994年
- 吉川光治、『徳川封建経済の貨幣的機構』、法政大学出版局、1991年
- Friedman, M., and A. Schwartz, *A Monetary History of the United States*, University of Chicago Press, Chicago, 1963.
- Hicks, J.R., *Critical Essays in Monetary Theory*, Oxford University Press, Oxford, 1967.
- , *A Theory of Economic History*, Oxford University Press, Oxford 1969.